

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	沼津市市税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

沼津市は、市税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

沼津市長

公表日

令和4年4月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	市税に関する事務
②事務の概要	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）別表第1の16の項より、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令では、地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む）に関する事務と定められている。</p> <p>1. 評価対象事務の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者等からの申告及び届出等又は調査による課税資料の収集等を行い税額算定を行う。 （個人市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税） ・課税要件が成立した租税債権の内容を確定し税額を決定し、納税義務者あて通知する。 ・賦課内容、税額の更正、決定若しくは賦課決定を行い、納税義務者あて通知する。 ・減免申請により審査し減免決定を行い、納税義務者あて通知する。 ・納税義務者等から納付された市税の収納情報を管理する。 ・滞納者に対し督促状等の発送や滞納整理を行う。 ・課税及び収納情報による過不足金等の情報を管理する。 ・過不足金に係る還付・充当処理を行う。 <p>番号法の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>2. 特定個人情報ファイルを取扱う事務</p> <p>(1)賦課事務</p> <p>①申告・届出受付事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告書等を受け付ける際に本人確認を行う。 ・必要に応じて課税資料の内容について調査・照会し取得する。 <p>②課税決定事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人市・県民税に係る各種課税資料をチェックした後、合算し課税計算を行い、合算チェックリストにより内容をチェックする。 <p>③納税通知書等発送事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税額の決定、更正、減免等を行った場合、納税義務者あて通知する。 ・個人市・県民税に係る住登外課税を行った場合、地方税法第294条第3項により該当市町村へ通知する。 <p>④軽自動車税標識交付事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車等の登録、廃車情報を入力し、証明書等を発行する。 <p>(2)収納事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税の収納情報を管理する。 ・過不足金が発生した場合、納税義務者あて通知する。 <p>(3)滞納整理事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納者に対し督促状等を発送する。 ・滞納者に関する情報を調査・照会する。 ・申請等の記載内容を確認する。 <p><中間サーバ・統合宛名システムにおける事務の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。 （番号連携システム要件） ・番号法別表第2に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。 （番号連携システム、中間サーバ要件） ・番号法別表第2に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。 （番号連携システム、中間サーバ要件）
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・税務システム ・滞納管理システム ・課税原票管理システム ・eLTAXシステム ・国税連携システム ・路線価評定システム ・家屋評価システム ・固定資産課税支援システム ・公図システム ・税務資料管理システム ・軽自動車関係税申告データエントリーシステム ・統合宛名システム ・中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名

(1)税務ファイル、(2)滞納管理ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第1の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第三欄に掲げる者(情報提供者)に対し、第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができることとされている項(27の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) ・第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第44条、第45条、第47条、第49条、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条) (別表第二における情報照会の根拠) ・第20条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	納税管理課、市民税課、資産税課
②所属長の役職名	納税管理課長、市民税課長、資産税課長

6. 他の評価実施機関

--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒410-8601 沼津市御幸町16-1 沼津市役所 総務課 電話055-934-4712
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒410-8601 沼津市御幸町16-1 沼津市役所 納税管理課 055-934-4730、市民税課 055-934-4735、資産税課 055-934-4737
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

